

## 市立中央保育所で発生した誤嚥事故に係る 判決の確定について

平成29年に市立中央保育所で発生した誤嚥事故につきましては、本市の上告受理申立書に対し、令和8年1月28日付調書にて、民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものと認められない旨、最高裁判所から通知がありました。

これに伴い、高等裁判所の判決が確定することとなりました。

本市いたしましては、判決内容を厳粛に受け止め、ご家族の皆様に真摯に対応するとともに、このような事故が二度と起きないよう、再発防止と安全な保育に取り組んでまいります。

お問い合わせ先  
健康こども部保育課  
担当：下山  
☎ 043-420-7526  
☎ 043-421-2111（代表）